

目標指標

基本方針ごとに、目標指標を定め、施策の推進について評価していきます

基本方針1. 社会的な要因、地域の実態を把握し、情報共有に努めます

目標指標 「草津市自殺対策推進会議」や「草津市自殺対策関係課会議」を年間1回以上開催し、情報共有と自殺対策の推進を行います。

基本方針2. こころの健康づくりをすすめます

目標指標 広報での特集記事の掲載等、あらゆる機会を通じてこころの健康づくりに関する啓発を行います。

基本方針3. 一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます

目標指標 地域住民を対象に身近なゲートキーパーを養成するための研修会（平成24年度までに80名が受講済み）を年間1回以上開催し、毎年50名以上の受講者を目指します。

基本方針4. 自殺予防の体制づくりを行います

目標指標 各種相談窓口担当者に対し専門的な見地から相談対応できるゲートキーパーを養成するための研修会（平成24年度までに290名が受講済み）を年間1回以上開催し、毎年50名以上の受講者を目指します。

相談窓口の認知度が上がり、自殺対策の推進が図れるよう、窓口の周知を行います。これにより各種相談件数（平成24年度各種相談延件数合計12,497件）の増加を目指します。

平成26(2014)年 2月

草津市

概要版

草津市自殺対策行動計画

～自殺ゼロを目指して～
(平成26年度～30年度)

わが国の自殺者数は平成10年以降、年間3万人前後で推移しており、草津市においても毎年20人以上の尊いいのちが自ら絶たれています。国が策定した「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」、県の「自殺対策基本方針」の趣旨を踏まえ、草津市において「草津市自殺対策行動計画」を策定しました。

基本目標

かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現

趣旨

本市の自殺の現状と実態、課題をもとに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方向を定めます。また、様々な分野の関係機関や団体との連携、協働により、自殺ゼロを目指した取り組みを進めます。

基本認識

「自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある」
「社会的な取り組みにより自殺を防ぐことが可能である」
「死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている」

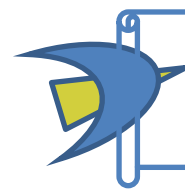
数値目標

現状

平成24年度 自殺死亡者数 21人

目標値

平成30年度 自殺死亡者数 13人以下



基本方針と基本施策

本市では4つの「基本方針」と、それに基づく基本施策を次のように定めます。

基本方針 1

社会的な要因、地域の実態を把握し、情報共有に努めます

自殺対策の取り組みを進めていくために、自殺の実態や本人をとりまく社会情勢等の統計データや情報を活用し、自殺の傾向・実態の把握、分析を行います。行政はもとより、市民、地域、関係機関が必要な情報を共有し、総合的に自殺対策に取り組みます。

基本施策 1 自殺の実態を明らかにする

- ◆統計データ等による実態集計、分析
- ◆自殺関係対応の実態を明らかにする

基本方針 2

こころの健康づくりをすすめます

市民一人ひとりが、いのちや人権の大切さを学び、健やかなこころをはぐくみ、人とのつながりを大切にできるよう、正しい知識の普及啓発を行い、こころの健康づくりの機運の醸成に取り組みます。

また、自殺の原因となるさまざまなストレスへの適切な対応を図るため、地域、職場、学校におけるメンタルヘルスへの取り組みを進めます。

さらに、市民が日ごろからいきがいをもち、生涯にわたって社会と交流を持ち続けることができるよう孤立化しない地域づくりを推進します。

基本施策 2 情報を共有し総合的な自殺対策を推進する

- ◆関係課および関係機関、市民との情報共有、施策の方向性の検討

基本方針 3

一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます

市民一人ひとりがうつや自殺を考えている人のサインに気づき、声かけや見守り、さらに相談窓口につなぐ等、適切な対応ができるよう、うつや自殺対策についての啓発を行います。

地域においては、声かけや居場所づくり等、市民活動の活性化を図り、孤立化しない環境を整えます。また、市民の身近な福祉関係者が、地域のゲートキーパーとして自殺を考えている人に気づく目を養い、誰にも相談できず孤立化する人を地域で支える仕組み、体制づくりを行います。

基本施策 3 健やかなこころをはぐくむ

- ◆いのちや人権を大切にする取り組み
- ◆こころの健康づくりについての啓発
- ◆青少年健全育成の取り組み
- ◆小中学校における「児童会・生徒会活動」の取り組み
- ◆うつ等の精神疾患や自殺対策の必要性についての普及啓発
- ◆いきがいづくりの取り組み

基本施策 4 孤立化しない地域づくりを行う

- ◆地域、学校、職域での孤立化防止対策
- ◆ひきこもり（閉じこもり）対策
- ◆いきがいや社会とのつながり、居場所づくりの取り組み

基本方針 4

自殺予防の体制づくりを行います

行政をはじめ、市民、関係機関や医療機関等が連携し、総合的な自殺対策を進めるための相談体制の整備と一元的な啓発を行います。

また、各種相談窓口では、専門的な見地から適切な対応ができるゲートキーパーの養成を行い、窓口相談者のスキルアップを図ります。

遺された人に対しては、相談支援により苦痛の軽減と自殺が繰り返されることの予防を図ります。

基本施策 5 ゲートキーパーを養成する

- ◆地域住民を対象とした研修の実施
- ◆各関係機関における研修への取り組み

基本施策 6 相談支援のネットワークを構築する

- ◆相談窓口の充実
- ◆学校における相談体制の充実
- ◆相談窓口の周知
- ◆相談支援のネットワーク体制の構築
- ◆相談窓口担当者等のメンタルケア事業

基本施策 7 遺された人の苦痛をやわらげる

- ◆相談支援と情報提供
- ◆自死遺族会等との連携